平成２４年（フ）第１７号
香川県三豊市三野町大見甲1214番地１
破産者　田中アツ子
１　決定年月日　平成24年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３９号
愛媛県松山市鴨川３丁目８番15―３号ＧｒａｎｄＦｏｌｋ　Ａ、破産手続開始時の住所愛媛県西予市宇和町れんげ101番地２
破産者　宇都宮洋次
１　決定年月日　平成24年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２２６号
高知県南国市稲生899番地
破産者　松岡　信男
１　決定年月日　平成24年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３号
熊本県八代市催合町225番地128
破産者　垣下　　礼（旧姓中川）
１　決定年月日　平成24年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第８号
大分県豊後大野市三重町市場980番地１
破産者　後反田知江子
１　決定年月日　平成24年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第１０号
茨城県下妻市前河原602番地11
再生債務者　石山　義隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（再イ）第２号
石川県七尾市藤橋町巳部35番地１　アートパレス山岸
再生債務者　清水　靖男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（再イ）第９号
福岡県宮若市金丸795番地２
再生債務者　岩見　安彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月29日　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（再イ）第７号
福岡県飯塚市柏の森632番地１　コーポフェニックス105号
再生債務者　永利　喜幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月30日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２４年（再イ）第６号
北海道網走市潮見11丁目７番７号
再生債務者　佐藤裕美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日　釧路地方裁判所網走支部

平成２４年（再イ）第７号
北海道網走市南４条東４丁目15番地の１
再生債務者　向當　弘和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日　釧路地方裁判所網走支部

平成２４年（再イ）第６６号
埼玉県坂戸市大字新堀49番地22
再生債務者　大久保かしみ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月26日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１４号
兵庫県明石市魚住町清水1928番地　プレステージ明石魚住Ⅲ―610号
再生債務者　岡西　　洋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第１８号
青森市青柳２丁目９番31号
再生債務者　小寺　　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第７３号
埼玉県狭山市狭山台２丁目23番地の20
再生債務者　藤田　隆之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第３号
石川県七尾市石崎町ヨ部21―22
再生債務者　石黒　寛也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（再イ）第１３８号
名古屋市緑区浦里１丁目150番地の１
再生債務者　大谷　健滋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１１号
熊本県宇城市小川町北海東2846番地２
再生債務者　橘　　利浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月30日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第２号
宮城県登米市米山町中津山字明神前69番地
再生債務者　大立目正人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月30日　仙台地方裁判所登米支部